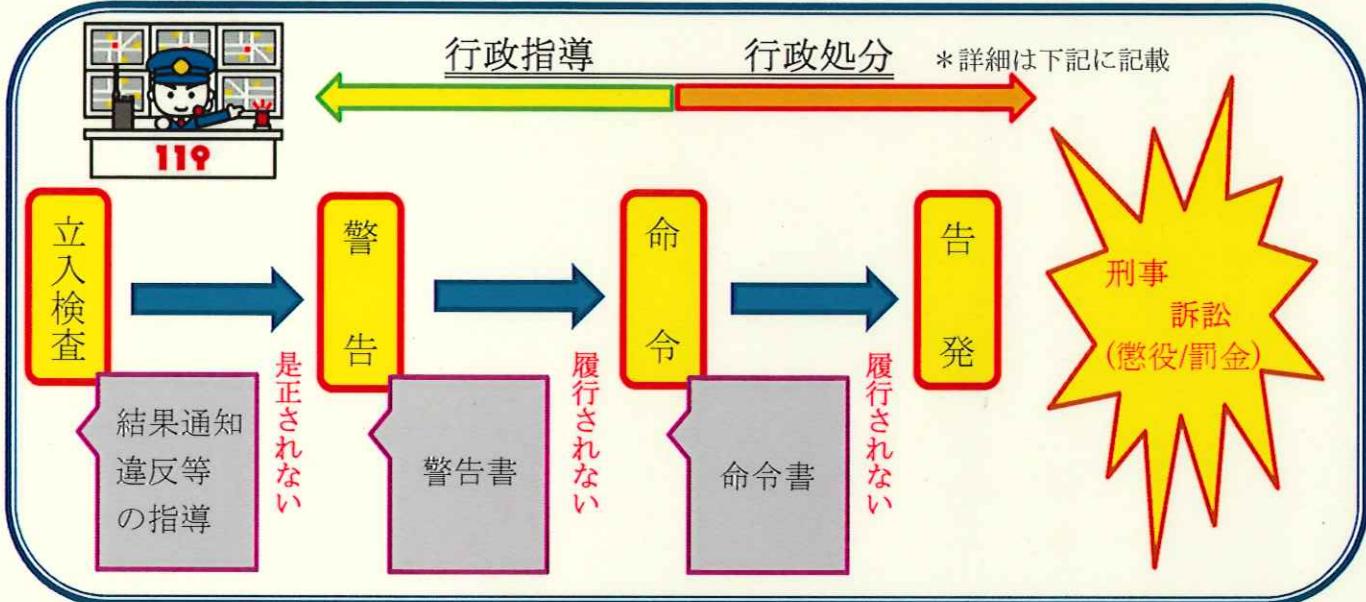


事業所を営む市民の皆様へ

立入検査等により違反の指導を受けたにも関わらず、そのままにした場合。

※注意 建物の無許可増改築は違反処理の可能性が考えられます！



《行政指導とは》

行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内に置いて一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

《警告とは》

関係者に対して、違反事実又は火災危険等が認められる事実について、当該違反のは正又は火災危険等の排除を促し、これに従わない場合、命令、告発等の法的措置を持って対処するという消防側の意思表示であり、自主的に違反をは正させる方法をいう。

《行政処分とは》

行政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。

《命令とは》

関係者に対して、消防法上の規定に基づき、公権力の行使として具体的な火災危険の排除や消防法令違反等のは正について義務を課す意思表示である。

《告発とは》

違反者以外の第三者（消防機関）が、捜査機関（警察又は検察）に対し、違反事実（消防法令違反）を申告して、処罰（罰金・懲役）を求める意思表示である。

行政
指導

行政
処分

消防用設備等点検について



消防用設備等とは、火災時にその機能を発揮することにより、建物の従業員、利用者の安全を守ることを目的としています。よって、防火対象物の関係者は、消防用設備等を正常に維持管理できるよう、定期的に点検を実施し、その結果を消防長等へ報告することを義務付けられています。



点検報告義務者とは？

防火対象物の関係者
(所有者・占有者・管理者)

点検をする人は？

消防設備士
消防設備点検資格者

報告先

管轄地域の
消防長又は消防署長

報告しなかった場合

消防用設備等の、報告をしない者又は虚偽の報告をした者は
罰則を受けます。

①30万円以下の罰金又は拘留
(消防法第44条第11号)

②①の場合、その法人に対して
も①に定める罰金刑が科せられ
ます。

(消防法第45条第3号)
(両罰規定により)

点検報告の義務のある防火対象物

特定防火対象物

劇場・遊技場・飲食店・百貨店・旅館・病院・福祉施設・公衆浴場・地下街等の**不特定多数の者**が利用する施設等

報告の期間

一年に一回の報告が必要



非特定防火対象物

共同住宅・学校・工場・作業場・倉庫・事務所等の
特定の者が利用する施設等

報告の期間

三年に一回の報告が必要

★不明な点は 消防本部予防課 ☎0299-59-0119 まで★